

第 2 期草津市障害者計画および第 5 期草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画策定方針

1 策定の趣旨

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、市町村は、国の障害者基本計画や県の障害者計画を基本として、障害者計画を策定する必要があるが、現行の「草津市障害者計画（後期計画）」が平成 29 年度で計画期間満了となるため、新たに「第 2 期草津市障害者計画」として策定する。

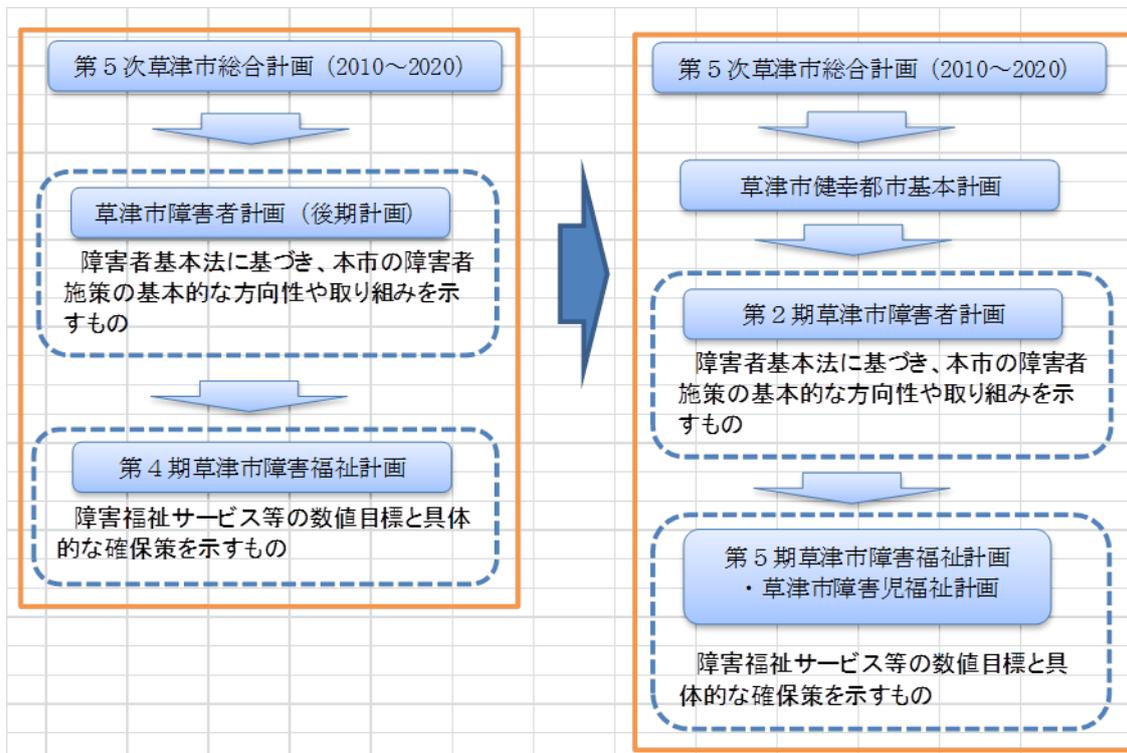
また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第 1 項に基づき、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉計画を策定する必要があるが、現行の「第 4 期草津市障害福祉計画」が平成 29 年度で計画期間満了となるため、新たに「第 5 期草津市障害福祉計画」として策定する。併せて、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、市町村は、国の基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する必要があるため、「草津市障害児福祉計画」として策定する。

なお、改正児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項に基づき、草津市障害児福祉計画は草津市障害福祉計画と一体のものとして策定する。

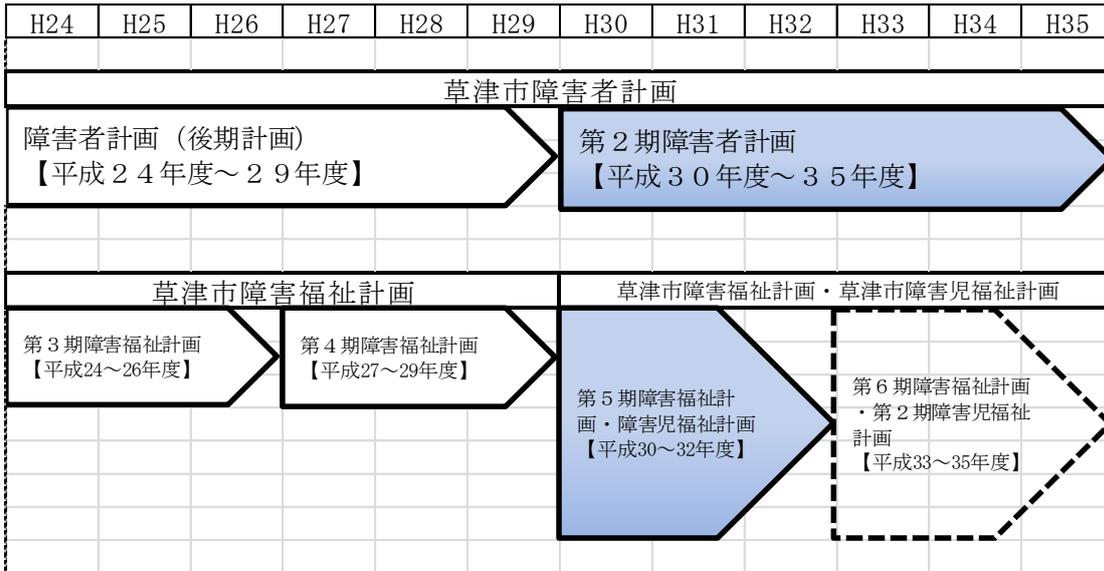
2 計画の位置づけ

【現計画】

【次期計画】

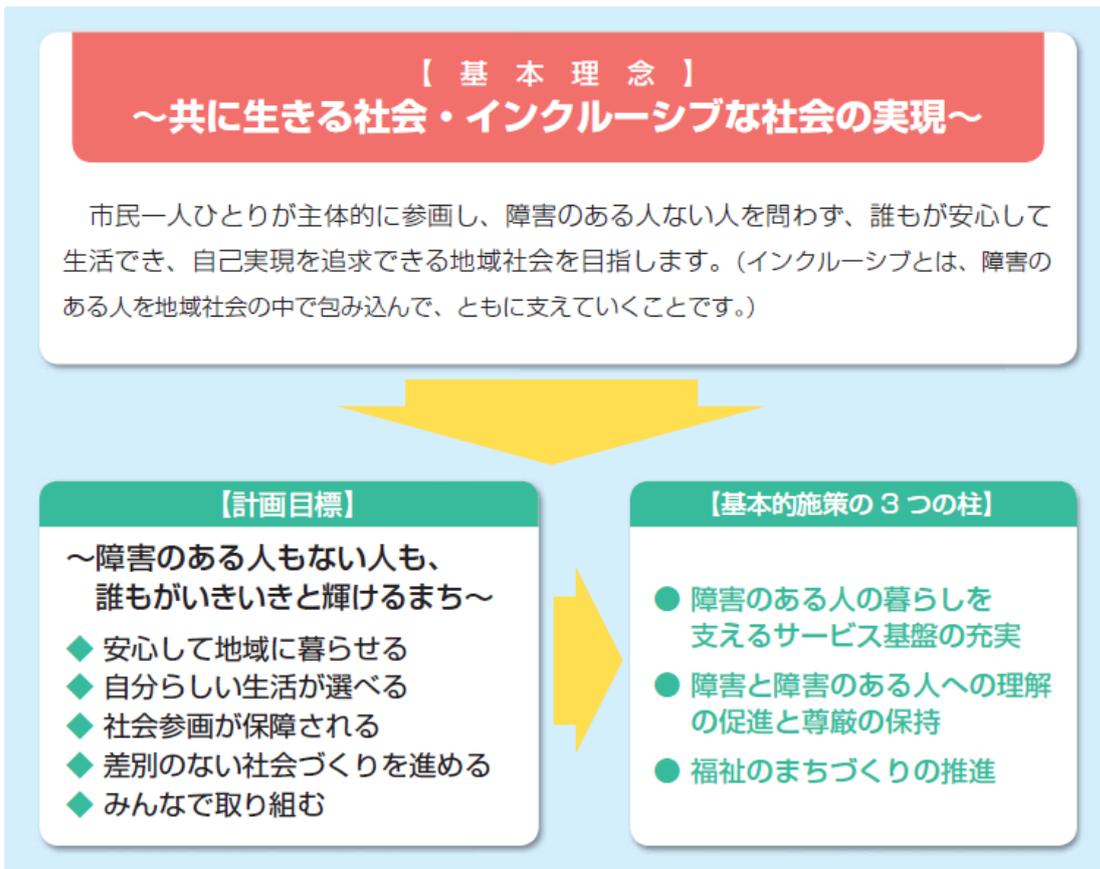


3 計画の期間



4 現計画の体系

【草津市障害者計画（後期計画）】



施策の体系

1. 障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実

1-1 日常生活の基本を守る取り組みの充実

- ①訪問系、日中活動系サービスの充実
- ②居住系サービスの充実
- ③地域生活支援事業の充実
- ④発達支援センターの取り組みの推進
- ⑤障害福祉サービス等の適正な運営
- ⑥家族等への支援
- ⑦基本的な生活に係る経済的支援

1-2 健やかに生きるための取り組みの充実

- ①疾患の予防と早期発見・早期対応
- ②精神疾患の予防と早期対応
- ③いのちと健康を守る保健・医療対応等の充実

1-3 安心してともに育ち学べる保育・教育環境の整備

- ①就学前教育保育の充実
- ②学校教育の充実
- ③生涯を通じる、一貫した発達・学習支援体制づくり
- ④保育士・教職員の資質向上
- ⑤保育・学習環境の整備

1-4 遊びや文化・スポーツ活動等に参加し親しむ機会づくり

- ①障害者福祉センター・余暇活動支援センター等の取り組みの推進
- ②スポーツ、レクリエーション活動への支援
- ③参加のバリアの解消

1-5 社会参加と自己実現のニーズへの対応強化

- ①就労相談の充実
- ②一般就労の場の確保
- ③福祉的就労の場等の充実
- ④就労に向けた訓練の充実
- ⑤職場定着への支援
- ⑥就労支援体制の充実

1-6 安心・安全に暮らせる地域づくり

- ①防犯対策、防災・災害時対策の充実
- ②孤立化を防ぐ取り組みの推進
- ③地域福祉活動の推進

1-7 相談支援体制の充実と情報受発信の強化

- ①相談支援・ケアマネジメントの充実
- ②情報受発信の強化

2. 障害と障害のある人への理解の促進と尊厳の保持

- ①障害者の人権や障害に対する教育・啓発活動の充実
- ②ふれあい・交流の機会拡充
- ③当事者団体活動等の促進
- ④権利擁護システムの充実
- ⑤虐待防止対策の充実

3. 福祉のまちづくりの推進

- ①当事者の参画による福祉のまちづくりの推進
- ②住宅・住宅まわりのバリアフリー化
- ③コミュニケーション支援事業の充実
- ④障害のある人の外出・移動の確保

【第4期草津市障害福祉計画】



（※）県が定める成果目標

5 計画策定に当たっての基本的な考え方

- (1) 現行計画の実績・評価を踏まえた計画
草津市障害者計画（後期計画）および第4期草津市障害福祉計画の実績や評価を踏まえた計画とする。
- (2) 市民のニーズ等を踏まえた計画
本市の状況や、障害者福祉に関するアンケート調査および団体等へのヒアリング調査の結果を反映させた計画とする。
- (3) 国県の動向に対応した計画
障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき国が示す障害者基本計画や基本指針、滋賀県障害者プラン等との整合のとれた計画とする。
- (4) 本市の関連計画等との整合のとれた計画
第5次草津市総合計画、草津市健幸都市基本計画、草津市地域福祉計画等との整合のとれた計画とする。

6 策定スケジュール（予定）

年 月	内 容	
H 2 9		
7 / 2 7	第 1 回 審 議 会	諮問（草津市長→草津市障害者施策推進審議会会長） 策定方針審議
1 0 / 上 旬	第 2 回 審 議 会	計画素案審議
1 1 / 上 旬	第 3 回 審 議 会	答申案審議
1 1 / 下 旬	答申（草津市障害者施策推進審議会会長→草津市長）	
1 2 / 2 0	計画案パブリックコメント（1ヶ月）	
H 3 0		
3 / 下 旬	計画の決定・公表	